

2017年3月31日

欧州証券市場監督局による第三国CCPの認証取得について

株式会社東京商品取引所（東京都中央区・代表執行役社長 濱田隆道、以下「TOCOM」という。）のグループ会社である株式会社日本商品清算機構（東京都中央区・代表取締役社長 高橋武秀、以下「JCCH」という。）は、3月29日付で European Securities and Markets Authority（ESMA：欧州証券市場監督局）より 2012年7月に採択された European Market Infrastructure Regulation（EMIR：欧州市場インフラ規制）に基づく Third-Country CCP（第三国 CCP）としての認証を受けました。

EMIR では、欧州法人を清算参加者とする清算機関に対して、ESMA による第三国 CCP としての認証を受けることを求めています。この認証を受けた事で、JCCH は欧州の金融機関に対して清算業務を提供することが可能となります。

また、JCCH は本認証の取得により、欧州資本規制上の Qualifying Central Counterparty（QCCP：適格清算機関）とみなされることとなります。欧州資本規制上、QCCP 以外の清算機関で取引の清算を行った金融機関は、その取引に関して高い資本賦課が求められますが、JCCH が QCCP とみなされたことで、欧州金融機関にとって、このような資本規制の影響を受けることなく、JCCH が債務引受けを行う TOCOM 及び大阪堂島商品取引所での取引が可能となります。

詳細につきましては、下記の ESMA ウェブサイトをご参照ください。

ESMA による公表内容

<https://www.esma.europa.eu/press-news/esma-news/esma-updates-list-recognised-third-country-ccps-1>

第三国 CCP リスト

https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/third-country_ccps_recognised_under_emir_version_30_march_2017.pdf